

令和4年度岐阜聾学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめの具体的な態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど。

(3) 基本理念

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然に防止に努め、早期発見、早期対応並びに重大事態の対応を行う。

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を、幼児児童生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、幼児児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導や支援を行う。
- ・幼児児童生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築き、お互いが高め合える組織を目指す。

(4) 留意点

〔岐阜聾学校いじめ防止基本方針の周知〕

「岐阜聾学校いじめ防止基本方針」を、学校ホームページに掲載するとともに、年度初めのPTA総会等において、児童生徒や保護者等、地域の方等へ、いじめ防止基本方針の内容について説明する。

〔岐阜聾学校いじめ防止基本方針の評価改善〕

「岐阜聾学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図る。

2 いじめ防止のための取組

(1) いじめ防止のための組織の名称及び構成員

〔組織の名称〕

「岐阜聾学校いじめ防止等委員会」

岐阜聾学校いじめ防止等委員会に、未然防止の組織として「未然防止委員会」と早期対応の組織として「生徒指導委員会」及び「部会」を置く。

〔組織の構成員〕

・学校関係者と第三者委員による

＜未然防止組織＞

「未然防止委員会」を構成する者

校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、
生徒指導部生徒支援相談係、寄宿舎指導員主任

＜早期対応組織＞

「生徒指導委員会」を構成する者

校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、
生徒指導部生徒支援相談係、担任

その他関係職員（部活動顧問、寄宿舎指導員等）

「部会」を構成する者

該当部主事、部所属職員

・第三者委員

弁護士、社会福祉士、臨床心理士（公認心理師）、保護者等代表、地域代表

(2) 役割

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として、いじめ防止等委員会を組織する。
- ・年2回（5月と2月）いじめ防止等委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について、第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

(3) 具体的な取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての幼児児童生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・幼児児童生徒の豊かな情操や道徳性を養う活動を推進する。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を養う。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・すべての幼児児童生徒が活躍できるように行事や体験活動を充実させ、自己有用感や自己肯定感を育める場面を設定する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・保護者等との連絡を密に取り、家庭での様子を把握したり、いじめ防止に関する働き掛けをしたりするとともに、地域の方とも連携できる体制を整える。

【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、幼児児童生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・県のいじめ実態調査に合わせて、年3回（6月・11月・2月）の「いじめに関する調査」

(学校生活に関するアンケートや担任による聴き取り調査等)を実施し状況を把握する。

- ・いじめ相談に対応できるように、教育相談体制を整える。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・スクールカウンセラーや外部機関(警察・子ども相談センター等)との連携を図る。
- ・ともだち会・生徒会活動を通じて、いじめの問題について理解を深め、いじめ問題に対して、自ら行動できるように働きかける。
- ・MS・MS Jリーダーズ活動や委員会活動等を通じて、社会貢献活動に取り組むことにより、社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・人権教育の推進に努め、幼児児童生徒が自分の気持ちを表現し、相手の気持ちを考え、他人を思いやる心を育てる。

【教務部】

- ・幼児児童生徒が快適に学習に取り組める教育環境を整え、個に応じた指導を充実するために、教育課程の編成や個別の指導計画の作成及び指導の改善に努める。
- ・学習の基盤である授業での学習規律や家庭学習の定着等を図り、基本的な学習態度を養う。
- ・道徳教育の推進に努め、幼児児童生徒の道徳的価値の自覚を深め、自分も他者も大切にしようとする気持ちを育てる。

【研修部】

- ・全校研究を推進し、幼児児童生徒一人一人の実態に応じた問題解決的な学習内容の充実を図る。
- ・研修会の案内の周知や役立つ文献の紹介等の情報発信に努める。

【健康安全部】

- ・心身の健康や命の大切さについて理解を深め、健康で安全な生活を営む態度や、実践力を育てる。

【進路指導部】

- ・幼小中高一貫したキャリア教育の研究や推進を行い、自分の進路に夢や希望をもち、自己実現に向けた意識を育てる。

【きこえとことばの支援センター】

- ・幼児児童生徒やその保護者の要望に応じ、必要な支援を得るための情報提供等を行う。また、必要に応じて関係機関との連携を図る。

【渉外部】

- ・PTA活動等を通して、職員と保護者等との相互理解を深め、信頼関係のもと連携できる関係づくりに努める。

【寄宿舍教育部】

- ・明るく和やかな雰囲気の中で規律ある集団生活を送り、お互いを尊重し、心豊かな人間性が育める寄宿舍運営に努める。

(4) 年間計画…『学校いじめ防止プログラム』

月	行事「取組内容」		
	幼児児童生徒対象	教職員等対象	保護者等対象
4	<ul style="list-style-type: none"> 自己紹介カードづくり 新入生オリエンテーション 部集会 「いじめ防止に関する講話等」 	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止基本方針」の周知と確認（職員会議） 第1回人権教育推進委員会 第1回人権意識自己点検 	<ul style="list-style-type: none"> P T A総会・部懇談 「いじめ防止の取組内容の説明」 個人懇談「個別の教育支援計画、学校・家庭の情報交換」
5	<ul style="list-style-type: none"> 第1回生徒支援週間 「生徒理解のための個別面談」 	<ul style="list-style-type: none"> ◎第1回いじめ防止等委員会 「今年度のいじめ防止にむけた取組内容についての検討」 学舎連絡会 教育相談研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談「個別の教育支援計画、学校・家庭の情報交換」
6	<ul style="list-style-type: none"> 第1回あいさつ&交通安全街頭運動 第1回「学校生活に関するアンケート（いじめ調査）」、個別面談 情報モラル教室（中・高） 		
7		<ul style="list-style-type: none"> ○第1回いじめに関する調査報告 ※県へ報告（いじめ調査） 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談（中） 「学校・家庭の情報交換等」
8・9			<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談（幼） 「学校・家庭の情報交換等」
10			<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談（小） 「学校・家庭の情報交換等」
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ひびきあい活動…『岐豊祭』 ※人権教育に関する取組の展示発表等 		
	<ul style="list-style-type: none"> 第2回生徒支援週間 「生徒理解のための個別面談」 第2回「学校生活に関するアンケート（いじめ調査）」、個別面談 情報モラル教室（小） 		
12	<ul style="list-style-type: none"> 第2回あいさつ&交通安全街頭運動 	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回いじめに関する調査報告 ※県へ報告（いじめ調査） 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談（中・高） 「学校・家庭の情報交換等」
1		<ul style="list-style-type: none"> 第2回人権意識自己点検 第2回人権教育推進委員会 	
2	<ul style="list-style-type: none"> 第3回「学校生活に関するアンケート（いじめ調査）」、個別面談 	<ul style="list-style-type: none"> ◎第2回いじめ防止等委員会 「今年度の取組についての反省と来年度に向けて」 ○第3回いじめに関する調査報告 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談（小・高） 「学校・家庭の情報交換等」
3		<ul style="list-style-type: none"> ※県へ報告（いじめ調査） 「いじめ防止基本方針」の見直し 	

- ・小学部における「児童理解のための個別面談」は、必要に応じて担任等が実施する。
- ・MSリーダーズ活動の実施（高等部）
- ・近隣園（校）との交流（幼稚部・小学部・中学部）、老人ホームとの交流（高等部）、部活動交流
- ・必要に応じて、サポート会議を実施する。
- ・毎月の部会において、部内の幼児児童生徒理解の時間を設ける。
- ・必要に応じて職員会議等で、全校での幼児児童生徒理解（情報共有）の時間を設ける。

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

いじめを発見、又は相談を受けた教職員は、速やかにいじめ早期対応組織の構成員の該当部主事等に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

- ・「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」については、別添に定める。

[組織対応]

- ・早期対策組織（生徒指導委員会及び部会）による対応
※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

[対応内容]

- ・「いじめを受けた」か「いじめを行った」か、事実関係の把握（複数の教員が関係児童生徒等から個別に聴き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときは、更に調査
- ・いじめを受けた児童生徒等に対する相談及び支援（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・いじめを受けた児童生徒等の保護者等に対する相談及び支援
- ・いじめを行った児童生徒等に対する指導（生育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・いじめを行った児童生徒等の保護者等への助言
- ・保護者等への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方針）
- ・県教委への連絡と経過報告（校長が責任をもって県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該児童生徒等に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）
※問題の解決とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではないことを理解し、児童生徒等の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解決となる。

[対応に関する留意点]

- ・児童生徒や保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

[対応内容]

- ・県教委へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・児童生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

[学校主体による調査組織の編成]

- ・岐阜豊学校いじめ防止等対策委員会に、さらに必要な第三者を加えることができる。
※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

[学校主体による調査における注意事項]

- ・県教委と連絡を取り指示を仰ぐ。
- ・児童生徒等のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。

- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・児童生徒等への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒等や保護者等に説明するなどの措置が必要であることを留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた児童生徒等及びその保護者等に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

(3) いじめの解消

[解消の定義]

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係わる行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

[留意点]

- ・いじめは、単に謝罪をもって解消したと判断しない。
- ・いじめを受けた児童生徒や保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・いじめが解消されたと判断しても、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、当該の児童生徒の日常生活の様子等を注意深く観察する。

4 情報等の取扱い

(1) 資料の保管について

児童生徒等の個人調査データ（学校生活に関するアンケート等）の原本等の一次資料、聴き取り調査を記録した文書等の二次資料や調査報告書については、保存期間を卒業後5年とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、児童生徒等の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、積極的に生徒指導等に利用する。

平成26年4月	策定
平成27年4月	一部改定
平成28年4月	一部改定
平成29年4月	一部改定
平成30年4月	一部改定
平成31年4月	一部改定
令和元年7月	一部改定
令和2年4月	一部改訂
令和3年4月	一部改訂
令和4年4月	一部改訂